

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		議 会 運 営 委 員 会		会議場所 第3委員会室 担当職員 鈴木 智
日 時	平成29年12月21日(木曜日)		開 議	午後 1 時 30 分
			閉 議	午後 2 時 30 分
出席委員	◎齊藤 ○平本 奥村 田中 山本 福井 木曾 西口 <湊議長><小島副議長>			
執行機関 出席者				
事務局 出席者	片岡事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、池永主任、山末主事			
傍聴	可	市民1名	報道関係者0名	議員1名(酒井)

会 議 の 概 要

1 3 : 3 0

〔齊藤委員長 開議〕

1 1 2 月定例会閉会日（1 2 月 2 2 日）の日程について

〔事務局長 説明〕

<酒井議員>

会議録精査について、発言させていただきたい。

<齊藤委員長>

酒井議員の発言を許可する。

<酒井議員>

発言取消しについては会議規則第6 5 条に基づき、議会の許可を得て取消するのが本来ではないか。きちんとした手続きをすべきである。

<齊藤委員長>

亀岡市議会では、議長の権限により精査してきた経過がある。

<事務局長>

発言者に発言取消し申出書を提出いただき、議会の許可により取消していただく方法があるが、亀岡市議会では、従来から口頭による申入れにより対応いただいていた。議長により発言の取消しを留保いただいている根拠としては、地方自治法第1 2 9 条である。これに基づき、従来から議長により取消しいただくものとして、対応いただいていた。

<酒井議員>

地方自治法第1 2 9 条は、執行部に対して発言を取消させることはできないのではないかと。会議規則を準用するのであれば、発言取消しの申出を、議会が許可する方法となるのではないかと。また、私の発言も取消されると聞いたが、どの部分が対象となり、誰が判断されたのか。議会運営委員会で諮られていないのではないかと。

<事務局長>

執行機関の議会での発言について明文規定はないが、議員と同様の手続きにより取消し・訂正できるという会議運営上の解釈によるものである。

<湊議長>

このような意見が出されたので、議会運営委員会で確認いただき、どうするかを決

めていただければよい。

<齊藤委員長>

これまでどおりの方法で取消すのか、議会に諮り取消すのかについて、意見を聞きたい。

<福井委員>

これまでから議員の発言取消しについては、発言した議員に内容を確認し、本会議で議長から精査する旨を報告いただいていた。執行部の発言について、議会は取消せないとする場合もあるのではないかと。今回の件については、これまでのように取扱うことで、仕方ないのではないかと。

<齊藤委員長>

どのような場合でも、議長が取消し命令をするのがよいとは限らない。

<木曾委員>

発言取消しの申入れがあった場合、すべてを取消すことにはならないことも考えられるので、今後、その方法を整理しておく必要がある。また、これまでから、発言を取消す場合については、本人に必ず同意を得ていた。これをきっちりと整理しておいた方がよい。会議録の原本は削除されないが、配布用の会議録からは削除される。今回についても、どの部分を市長から取消したい申出があったのかを、明確にしておくべきである。

<田中委員>

議長によって取消す内容が違ってくる場合があるので、原則は会議規則に則って取扱うべきである。

<山本委員>

今回、市長のどのような発言が適切でなかったのかわからない。議会運営委員会でも確認しておく必要があると考える。議長だけでなく、議会運営委員会で共有する方がよいと感じている。

<西口委員>

どういう内容を取消すかを示していただき、それによりどう判断するかを議会運営委員会で諮ればよい。

<木曾委員>

おちゃらけた発言が多すぎる。議場での発言は、インターネットで世界中に流れる。議員がしっかりと認識しなければならない。本会議での発言は、会議録に記載されることも最初からわかっていることである。言っていることかどうかを、慎重に考えなければならない。

<湊議長>

これからのことは、次回以降に検討することとしていただければよい。今回は、市長から自身の発言を取消したいとの申出があるものである。その内容は、本日の議会運営委員会で後ほど確認いただきたいと考える。議員の発言については、これまでどおり取扱うことでよいと考えるが、会議で諮る取扱いとするのであれば、議会運営委員会で今後検討いただきたい。

<齊藤委員長>

そのように取扱うことでよいか。

—全員了—

2 討論について

〔事務局長 説明〕

3 意見書案について

〔事務局長 説明〕

<西口委員>

先日の桂川・支川対策特別委員会では、京都府の淀川水系桂川上流圏域河川整備計画案に対し、さまざまな意見が出た。これまでから委員会等で要望活動をしてきたが、亀岡地域の整備が進んでいない。下流の嵐山地域の整備が進んできた状況があり、その上流の亀岡の霞堤をすべて嵩上げできると認識している。しかし、今回の計画案には、具体的な工程が示されていない。いつまで犠牲にならないといけないのかと思っている。現在は、非常に大事な時期であり、議会全体としての強い意思を意見書により京都府に発信したいと思っている。発議者として提案理由説明をさせていただきます。

<齊藤委員長>

意見書については、西口議員により提案理由説明を実施することとする。

—全員了—

4 議員の派遣について

〔事務局長 説明〕

5 3月定例会日程（案）について

〔事務局長 説明〕

6 議会活性化について

〔事務局長 説明〕

7 議会報告会の意見対応について

〔事務局長 説明〕

<齊藤委員長>

No.1について、参考とすることでよい。

—全員了—

<齊藤委員長>

No.2について、参考とすることでよい。

—全員了—

<齊藤委員長>

No.3について、参考とすることでよい。

—全員了—

8 わがまちトーク（自治会版）について

〔事務局長 説明〕

9 市長の提案理由説明における手話通訳の実施について

〔事務局長 説明〕

<福井委員>

議会では数年前から手話通訳について検討してきたところである。この提案であれば、議員の質問等では手話通訳を行わず、市長だけ実施することとなる。会派で検

討したい。

<齊藤委員長>

これまで議会でも検討してきたが、実施できていない現状がある。ボタンを掛け違えているのではないか。

<西口委員>

予算的なこともあるが、このことは議会としても望んできたことである。まずはこれを実施いただき、議員の発言部分への手話通訳実施にもつながっていくよう考えていきたい。

<齊藤委員長>

議会からの提案もあり、一緒に実施していくという形であればよいが、この提案は後から議会がついていく形になるので、少しニュアンスが違う。

<事務局長>

これはもともと「かめおかっぺいいね！プロジェクト」において、職員から提案があったものである。手話通訳者を議場に入れた場合、議場を行き来してもらうこととなり、議会運営が難しくなる。ワイプを中継画面に入れて実施されている議会もあるが、予算的には難しい。このことについては、事務局として市長ヒアリングの際に申し上げた。

<木曾委員>

議会としても要望してきた経過があるので、予算確保して実施すればよい。職員提案があったことをきっかけとして、予算措置いただき実施すればよいのではないか。

<奥村委員>

代表質問の質問者だけでも手話通訳を実施してはどうか。

<木曾委員>

代表質問では事前に原稿を渡さなければ、手話通訳するのが難しいのではないか。議員も事前に準備できるのであれば、代表質問のことを各会派で検討すればよい。

<湊議長>

議員の質問を手話通訳する場合、急に発言する内容も出てくるので、手話通訳者が対応しづらいことがある。代表質問の原稿を渡しておけばできる部分もある。ワイプ機能による中継については、システムを変更する必要があり、多額の予算が伴う等いろいろな要素がある。市内で手話を利用する人数等のデータも含めて、議論していけばよいのではないか。事務局には資料の準備を指示する。

<事務局長>

各会派で検討いただき、1月の議会運営委員会でお諮りいただきたい。

<齊藤委員長>

3月定例会で関連する条例が提案され、6月定例会の提案理由説明で手話通訳を実施することについて、1月の議会運営委員会を検討することとする。また、議員の代表質問も含め各会派に持ち帰り検討いただきたい。

10 その他

○明日の議会運営委員会

・各常任委員会終了後、議運事前調整 ～ 議会運営委員会

〔事務局長 説明〕

〔市長の発言取消し内容の資料配付〕

<酒井議員>

会議録精査について、発言させていただきたい。

<齊藤委員長>

酒井議員の発言を許可する。

<酒井議員>

取消される市長発言を引用している部分については、取消し対象になることは理解するが、その対応する部分の判断が先になされていた。それについては、私は対応しているとは思えなかったので、その部分を議会運営委員会で確認したうえで議論いただきたかった。発言をどうしても残してほしいという訳ではない。取消す部分の案を議会運営委員会で明らかにしなければ、議員は内容がわからないままとなる。判断は議会がしなければならないと考える。議会運営委員会が終われば、各会派で検討されると思うので、今後のことを考える参考にしていきたい。どこが対応しているかの判断は、議会がするのか事務局がするのかについて、考えていただきたい。

<湊議長>

これからの取扱いについては、今後の議会運営委員会で検討していきたい。市長からの発言取消しの申出については、明日の本会議で報告するものであり、配付した資料の内容である。この部分を削除させていただきたいと考えている。酒井議員の発言については、私から酒井議員にお話しさせていただく。

<齊藤委員長>

市長発言については、配付資料に記載されているので、確認いただきたい。

14 : 30